

伊丹市介護事業所食材調達支援事業(令和5年度) Q&A(R5.12.22時点)

※制度概要等も併せて参照してください。

1. 対象施設の区分・定員数等に関すること

Q1 1法人で複数の施設を運営しているが、1枚の申請書でまとめて申請できるか。

A1 施設ごとに申請する必要がありますので、例えば3施設運営している場合は、申請書類も3施設分必要となります。

Q2 小規模多機能型居宅介護施設で通所・入所両方のサービスを提供している場合、どのように申請すればよいか。

A2 それぞれの定員数を両方記載の上、1枚の申請書で申請してください。

(例) 通所定員10名、入所定員9名の施設の場合

通所 121,000 円 + 入所 474,300 円 = 595,000 円 (千円未満切捨て)

Q3 令和5年8月1日から施設の定員数を増やした場合、どのように申請すればよいか。

A3 交付申請日(令和6年1月4日から1月31日)時点の定員数をもって支援額を決定しますので、交付申請日時点の定員数を記入下さい。定員数を減らした場合も同様です。

2. 食事提供形態に関すること

Q4 当施設は入所系施設で、利用者に食事を1日に3回提供しているが、中には1日1回の方や、食事提供が不要な方もいる。その場合はどのように申請すればよいか。

A4 そうした方がおられる場合でも、入所系施設の定員数で申請してください。なお、(地域密着型) 特定施設入居者生活介護に該当する施設については、施設定員数ではなく、申請月の前々月の介護保険サービス利用者の人数を申請人数としますので、申請書に記載の人数については、空欄のままご提出ください。(市で給付実績等より人数を算定します。)

Q5 当施設では、施設側で食材を購入し、調理のみ業者に委託しているがどのように申請すればよいか。

A5 申請書の「3 食事提供形態」の「対象施設での調理」にチェックを入れて申請して下さい。

Q6 当施設では、食事提供を業者に委託している。委託料の内訳として、調理部分は据置きとなったが、食材部分は令和4年6月から値上げされて請求がきている。支援対象になるか。

A6 食材部分も含めて業者への委託料としてみますので、支援対象とします。

Q7 令和5年5月末までは施設で調理したものを提供していたが、令和5年6月1日から配食サービスを利用し業者委託するようになった。どのように申請すればよいか。

A7 申請日時点の提供形態にチェックを入れてください。外部委託の要件をもとに決定しますので、申請日までに委託料が値上がりした場合は、支援対象となります。

Q8 令和5年10月に施設の種別が変わり、食事を提供するようになった。対象になるか。

A8 申請日時点の種別で申請ください。この場合は、令和6年1月時点で食事を提供しており、提供開始日以降、食事価格を値上げしていなければ支援対象となります。また、外部委託で食事を提供している場合は、食事の提供開始日の翌日から令和6年1月31日までの間に委託費の値段があがっていれば支援対象となります。施設種別が変わり、申請日時点で食事提供をしていない場合は対象外となります。

3. 食事代の提供内容・開始時期に関すること

Q9 おやつ代の値上げをしたが、申請可能か。

A9 おやつ代は当該支援金の対象外のため、食事代を値上げしていなければ申請可能です。

Q10 制度が開始される令和5年5月分から食事代の値上げをしたが、申請可能か。

A10 令和4年4月1日以降に食事代（施設内での調理、弁当、配食サービスなど）を値上げした場合は原則申請できません。申請を希望される場合は、令和5年7月分以降の食事代を令和4年3月31日時点の価格以下に戻した場合は、一部減額して支給します。（計算例は以下のとおり）なお、申請後、令和6年3月31日までの間に食事代を値上げした場合は交付を取り消しますのでご注意ください。

（例）自前調理、申請時の定員20名、種別が小規模特別養護老人ホーム、5月から値上げを行い、7月に元の価格以下に戻した場合

$$52,700 \text{ 円} \times 1 \text{ 年間のうち令和5年5月、6月を除く日数 } 304 \text{ 日} / 365 \text{ 日} \times 20 \text{ 名} \\ = 877,000 \text{ 円（千円未満切捨て）}$$

Q11 令和5年8月分から食事の提供価格を元に戻したが、申請可能か。

A11 対象となりません。令和5年7月分以降の食事提供価格を、令和4年3月31日時点の価格以下に戻した場合は対象になります。また、本事業の支援を受けるために、食事提供価格を臨時的に変更した場合でも、兵庫県や伊丹市（法人監査課）への運営規定の変更等の届出は不要です。

Q12 令和5年12月1日から事業所を開設したが、対象となるか。

A12 対象となります。ただし、支援については、営業していた期間のみとなります。また、食材を外部委託している場合は、開設日の翌日から令和6年1月31日までに単価契約が値上がりしていれば支援対象となります。

(例) 自前調理、申請時の定員20名、種別が通所介護、令和5年12月1日から開設の場合

12,100円×令和5年12月分から令和6年3月分の日数 104日／312日×20名
=80,000円（千円未満切捨て）

4. 支援金に関すること

Q13 支援金はいつ頃入金されるか。

A13 申請受付後、出来るだけ速やかに指定の口座へ入金できるよう努めますが、書類に不備等があった場合は入金が遅れることがありますのでご了承ください。

5. 添付書類に関すること

Q14 添付書類の重要事項説明書は、該当箇所のみ添付でもよいか。

A14 該当箇所のみではなく、お手数ですが一式を添付して下さい。

Q16 おやつは食事代に含まれないとのことだが、添付書類の重要事項説明書にはおやつ代込みの食事代が記載されている。このまま提出して問題ないか。

A16 食事提供の有無を確認するため、重要事項説明書等のご提出をお願いしております。おやつ込みの食事代が記載されている場合は、その横や空いたスペースに手書きで内訳が分かるように記載下さい。（「内、おやつ代〇円、食事代△円」等）

<R5.7.6時点からの Q&A 追加分>

Q17 メインのおかずについては委託、主菜とみそ汁については自前調理をしている。委託料の値上げはないが、対象となるか。

A17 食事の一部を自前調理している場合は、対象となる場合があります。材料を購入していることが判るレシート等や事業所の印鑑等が必要ですので、一度、介護保険課にご連絡ください。